

令和8年第3回神栖市農業委員会総会議事録

○開催日時 令和8年3月25日（水）午後3時30分

○開催場所 神栖市役所分庁舎 2階 会議室2

○出席委員 14名

1番	長谷川雅一	2番	飯田 等	3番	松沢 吉通
5番	溝口 竜生	6番	立花 紀貴	7番	宮本 清美
8番	田内 一郎	9番	安藤 和利	10番	大塚 徹
11番	鈴木 茂	12番	坂本 正行	13番	境 政一
14番	長谷川一夫	15番	原 範子		

○産業経済部農林課職員 2名

課長補佐 中村 里佳 主 事 富田 明子

○農業委員会事務局職員 2名

事務局長 岡野 康宏 局長補佐 菅野 裕之

○議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第5号 茨城県農業会議諮問に関する答申について
- 第4 議案第4号 神栖市農業委員会の委員の辞任に伴う同意について

○議事内容

議 長	(開会：午後３時３０分) 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。 本日の出席委員は１４名であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。 ただ今より、令和８年第３回神栖市農業委員会総会を開催いたします。 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。
議 長	(議事録署名委員の選任) 最初に、日程第１「議事録署名委員の選任について」は、私から指名させていただきます。議事録署名委員に、１１番鈴木茂委員、１２番坂本正行委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
議 長	(議案第１号) 次に、日程第２、議案第１号ないし議案第３号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしくお願いいたします。また発言する際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。
議 長	はじめに、議案第１号「農地法第３条の規定による許可について」を付議いたします。(１)所有権移転、番号１について事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第１号(１)所有権移転、番号１について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする、譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、経営拡張のため売買による所有権の移転であり、申請地において千両、若松、オモトを作付けする計画です。譲受人はトラクター５台、トラック５台を所有しており、年間約３００日の農作業を予定しております。なお、本案件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと思料されます。以上でございます。
議 長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
５番	はい、５番溝口です。特にありません。以上です。
議 長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

		(「異議なし」の声あり)
議 長		ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議 長		次に、番号２ないし番号４については関連ですので、一括して事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長		はい、事務局長の岡野です。議案第１号（１）所有権移転、番号２ないし番号４について関連ということで、一括して事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする、譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、経営拡張のため売買による所有権の移転であり、申請地においてピーマンの作付けをする計画です。また、譲受人はトラクター２台、耕運機２台を所有し、年間約３００日農作業に従事しており、そのほか、今後、経営拡張にあたり、３人を増員する予定です。なお、本案件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと思料されます。以上でございます。
議 長		地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
2 番		はい、２番飯田です。３月１２日に申請地の利用状況等の現地確認を行いました。現状は、きれいに耕作されている状態であり、一部ほうれん草の播種が行われていることを確認しました。以上のことから、農地法第３条第２項の各号において、許可の取り消しに抵触するものはないため、許可相当と判断しました。委員の皆様の更なるご審議の程よろしく願いいたします。
議 長		事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。
		(「議事進行」の声あり)
議 長		ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
		(「異議なし」の声あり)
議 長		ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議 長		次に、（２）賃借権設定、番号１について事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長		はい、事務局長の岡野です。議案第１号（２）賃借権設定、番号１について事

	務局よりご説明いたします。許可を受けようとする、賃借人、賃貸人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、経営拡張のため賃貸借に伴う申請となっており、申請地において甘藷を作付けする計画です。賃借人はトラクター４台、芋掘り機１台を所有しており、年間約３００日の農作業を予定しております。なお、本案件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと思料されます。以上でございます。
議 長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
1 番	はい、１番長谷川です。３月２０日に申請地の利用状況等の現地確認を行いました。また、電話にて賃借人へ直接に申請内容等の確認をし、問題ないことを確認しております。以上のことから、農地法第３条第２項の各号において、許可の取り消しに抵触するものはないため、許可相当と判断しました。委員の皆様の更なるご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。 (議案第２号)
議 長	次に、議案第２号「農地法第５条の規定による許可について」を付議いたします。番号１について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第２号、番号１について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅ということで、贈与による所有権の移転を伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。
事 務 局	はい、事務局の菅野です。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は、１０ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第２種農地と思料されます。申請内容は、譲受人が木造平屋建の住宅１棟を建築する計画であり、計画面積は適正と思料されます。用排

水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は自己資金及び借入金であり、住宅建築に係る契約金の領収証及び金融機関から融資証明見込みの通知が添付されております。また、他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議 長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。6番立花紀貴委員。

6 番 はい、6番立花です。議案第2号番号1の現地調査結果についてご報告いたします。調査日は、令和8年3月17日、現地調査は、坂本農地部会長、宮本委員、事務局2名と私の計5名で行いました。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、かつ、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議 長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、番号2について、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号2について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする借受人、貸付人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、農業用倉庫ということで、賃貸借に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

事 務 局 はい、事務局の菅野です。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は、神栖市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域とされた区域内の農地となっております。申請内容は、申請人が農業用倉庫1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は、全額自己資金であり、預貯金口座の写しが添付されております。他法令との

	調整ですが、都市計画法施行規則第60条の規定による開発行為または建築等に関する証明書の写しと、神栖市農業振興地域整備計画の用途変更の通知の写しが添付されております。また、土地改良区域内の農地であるため、常陸川沿岸土地改良区からの意見書が添付されており、協議は了しております。農用地区域内農地は原則農地転用できませんが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであり、申請に係る農地を農業用施設に供するために行われることから、不許可の例外に該当するものと思料されます。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないことから、許可相当と思料されます。以上でございます。
議 長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。6番立花紀貴委員。
6 番	はい、6番立花です。議案第2号、番号2の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、かつ、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議 長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議 長	次に、番号3について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号3について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅ということで、贈与による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。
事 務 局	はい、事務局の菅野です。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集

	団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、譲受人が木造平屋建の住宅1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は借入金であり、金融機関から融資証明見込みの通知が添付されております。また他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議 長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。6番立花紀貴委員。
6 番	はい、6番立花です。議案第2号、番号3の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、かつ、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議 長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
3 番	はい、3番松沢です。3月20日に現地を確認しました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。以上です。
議 長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議 長	次に、番号4について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号4について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅ということで、贈与による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

事 務 局	事務局の菅野です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、譲受人が木造平屋建の住宅1棟を建築する計画であり、農地部分の面積が459㎡、非農地部分の面積が33㎡となっており、計画面積は、適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は、借入金であり、金融機関から融資証明見込みの通知が添付されております。また他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議 長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。6番立花紀貴委員。
6 番	はい、6番立花です。議案第2号、番号4の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、かつ、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議 長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
12 番	はい、12番坂本です。3月16日に現地確認をしました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。以上です。
議 長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。
議 長	3番松沢吉通委員。
3 番	はい、3番松沢です。譲受人と譲渡人の関係は、どういったものですか。
議 長	ただ今の質問について、事務局に説明を求めます。事務局。
事 務 局	事務局の菅野です。譲受人と譲渡人の関係ではありますが、申請書類に関係性を表記するものはございません。以上でございます。
議 長	他に、ご意見ご質問等ございませんか。
	(「議事進行」の声あり)

議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議 長	次に、番号５について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第２号、番号５について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする借受人、貸付人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅ということで、使用貸借による申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。
事 務 局	事務局の菅野です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね１０ha未満であることから、第２種農地と思料されます。申請内容は、譲受人が木造平屋建の住宅１棟を建築する計画であり、計画面積は、適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は、全額自己資金であり、預貯金残高の写しが添付されております。また他法令との調整ですが、都市計画法第２９条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議 長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。６番立花紀貴委員。
６ 番	はい、６番立花です。議案第２号、番号５の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、かつ、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議 長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
１２番	はい、１２番坂本です。３月１６日に現地確認をしました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。
議 長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

	(「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議 長	次に、番号6について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号6について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。
事 務 局	事務局の菅野です。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の集団農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と思料されます。申請内容は、譲受人が木造平屋建の住宅1棟を建築する計画であり、計画面積は、適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は、借入金であり、金融機関から融資証明見込の通知が添付されております。また他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。なお、当該地は、違反転用状態であったことから、譲渡人より始末書の提出がございます。第1種農地は原則農地転用できませんが、農地法施行規則第33条第4号の規定により、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと思料されます。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議 長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。6番立花紀貴委員。
6 番	はい、6番立花です。議案第2号、番号6の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、かつ、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。
	(「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
	(議案第3号)
議 長	次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第3号について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、議案書に記載されている3筆について意見が求められているものでございます。その他、権利を設定する土地の所在等は、農用地利用集積等促進計画記載のとおりとなっております。なお、同法第18条第5項第2号に規定する要件を確認したところ、整理番号1につきましては、要件を満たしていることに、疑義があると思料されます。また、整理番号2については、要件を満たしていると思料されます。詳細につきましては、事務局担当より説明いたします。
事 務 局	はい、事務局の菅野です。整理番号1の借受人について農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する要件を確認したところ、イの「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること」に該当しないことと思料されます。事務局からは以上でございます。
議 長	農林課に説明を求めます。
農 林 課	はい、農林課の富田です。総括表をご覧ください。今月の農用地利用集積等促進計画(案)は貸借期間10年の土地3筆、7,463㎡についてです。内訳につきましては、田の新規集積が2筆で7,100㎡で、畑の新規集積が1筆で363㎡です。整理番号1の畑の新規集積について申し上げますと、当該受け手の今年度(令和7年作)の耕作状況につきましては、借り受け面積約30haのうち、1割の約3haの作付けにとどまっており、作付け農地につきましても管理不十分の状況です。また、整理番号2については、特にありません。説明は以上です。

議 長	ただいま説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 7 番、宮本清美委員。
7 番	はい、7 番宮本です。整理番号 1 については、農林課及び事務局からの説明にありましており、日頃の農地パトロールにおいても、当該借受人の耕作地については、未耕作となっていたり、手入れが行き届かず、荒れている状況が見受けられます。「事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用」とある要件を満たしていないことについて、意見を付すべきと考えます。以上です。
議 長	その他、ご意見ご質問等ございませんか。 1 5 番原範子委員。
1 5 番	はい、1 5 番原です。私も同様に、整理番号 1 については、適切な耕作や管理ができていないと判断し、要件を満たしていないことについて、意見を付すべきと思います。全ての借り受けた農地において作付けが可能となるよう、借り受け面積を減らしていただくか、または、労働力の確保、従事者の確保について、根本的な見直しをしていただくなど、改善の必要があると思います。以上です。
議 長	その他、ご意見ご質問等ございませんか。6 番、立花紀貴委員。
6 番	はい。6 番立花です。当該借受人は、5 年前に前耕作者が耕作していた農地を一括して借受しました。その際に適切な耕作ができるのか確認をしていますが、結果としてできていない状況なので、今後は更に厳しく確認するべきと思います。以上です。
議 長	その他、ご意見ご質問等ございませんか。9 番、安藤和利委員。
9 番	はい、9 番安藤です。意見が付された場合の手続きはどうなるのですか。
議 長	ただいまの質問について説明を求めます。事務局。
事 務 局	事務局の菅野です。農業委員会としては、神栖市長に求められた意見書について、「意見あり」と回答します。以上です。
議 長	農林課からは説明ございますか。農林課。
農 林 課	農林課の中村です。「意見あり」と回答があつた場合も「農用地利用集積等促進計画」については、意見書を添付し、農地中間管理機構へ提出します。農地中間管理機構は、すべての要件を満たすことを確認し、県へ認可を申請しますが、要件を満たさない場合は、認可申請はされず、「不同意」として、書類が市へ返

	還されることとなります。詳細な手続きにつきましては、公社でも事例がなく調整中との説明をいただいております。なお、市からは、農地中間管理機構から不同意であった旨を通知し、貸借契約の手続きはできないものとなります。ただし、要件を満たすよう改善された場合は、再度「農用地利用集積等促進計画」の提出が可能となるものです。以上です。
議 長	その他、ご意見ご質問等ございませんか。 （「議事進行」の声あり）
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案件の整理番号１は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号のイに該当しないため「意見あり」と付することとし、整理番号２は、「意見なし」と付することに、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	ご異議なしと認め、先程の内容を付して回答いたします。 （報告案件）
議 長	次に、日程第３、報告案件に入ります。報告第１号ないし報告第５号について一括して事務局に報告を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。報告第１号から第５号までを一括して、事務局よりご報告させていただきます。はじめに、報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は６件で、権利取得理由は相続ということで届出を受理し、専決処理を行ったものでございます。次に、報告第２号「農地法第４条の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は２件で、届出を受理し専決処理を行ったものでございます。次に、報告第３号「農地法第５条の規定による市街化区域の農地転用届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は３件で、届出を受理し専決処理を行ったものでございます。次に、報告第４号「農地法第１８条第６項の規定による通知書について」でございますが、受理件数は４件で、通知人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。次に、報告第５号「茨城県農業会議諮問に関する答申について」でございますが、当該案件につきましては、令和８年２月２５日の神栖市農業委員会総会において、農地法第５条の規定による許可申請について、許可相当の決定を受けた案件

でございます。また、対象地の面積が3,000㎡以上であることから、茨城県農業会議常設審議委員会への諮問が必要な案件でありましたが、令和8年3月16日に開催されました茨城県農業会議常設審議委員会の決議により、許可相当である旨の答申がありましたので、ご報告いたします。当該答申にかかる対象者及び対象地の所在等は議案書記載のとおりでございます。報告案件は以上であります。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

(追加議案)

議長 ご意見が無いようですので、ここで追加議案について皆様にお諮りいたします。先日、立花委員より辞任届が提出されました。つきましては、立花委員の辞任の件を、議案として日程に追加し、議題とすることとしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、議案を日程に追加し、議題とすることに決定しました。それでは、議案書を事務局より配布願います。

(追加の議案書を委員に配布)

議長 本案件については、立花委員の案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、立花委員は審議終了まで退室していただきます。

(立花紀貴委員 退室)

議長 それでは、日程第4、議案第4号「神栖市農業委員会の委員の辞任に伴う同意について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第4号について事務局よりご説明いたします。お手元の議案書のとおり、令和8年3月17日付で、立花委員から一身上の都合により委員を辞任するとの辞任届が市長宛てに提出されたことを受け、令和8年3月23日付で市長から農業委員会へ辞任の同意についての諮問がありました。農業委員会等に関する法律第13条第1項に「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」と定められており、本総会にて同意を求めるものでございます。議決後は、市長へ議事録と

	答申書を提出し、市長の決裁日を持ちまして、立花委員の辞任日となる予定です。ご審議の程よろしく願います。
議 長	ただいま説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 14番、長谷川一夫委員。
14番	はい、14番長谷川です。立花委員が辞任されるということで、1名欠員となりますが、直ちに補充することは必要ですか。
議 長	ただいまの質問について説明を求めます。事務局。
事 務 局	はい、事務局の菅野です。辞任に伴う補充についてご説明いたします。委員の辞任により欠員が生じた場合、神栖市農業委員会の委員の候補者選任に関する規則第7条第1項に「市長は、農業委員の罷免、失職又は辞任により欠員を生じた場合は、この規則に定める手続きに基づき、速やかに農業委員の補充に努めなければならない。」とされておりますが、一般社団法人全国農業会議所が発行しております「農業委員会の運営実務」の解説によりますと、補充についての法令上の規定はなく、必ずしも農業委員が1名欠員するごとに欠員を補充する必要はないとのことです。ただし、欠員が生じたことにより農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合には、速やかに農業委員を任命することが適当であるとされております。なお、補充をした場合のスケジュール等でございますが、委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条及び神栖市農業委員会の委員の候補者選任に関する規則に基づき、候補者の推薦及び公募の周知を行い、神栖市農業委員候補者評価委員会を設置し、候補者の選任をしたのちに、市議会の同意を得ての任命となります。この場合、スケジュール的に最短で令和8年9月市議会定例会で同意を得てから令和8年10月1日の任命となり、任期は残任期間の令和10年3月31日までの1年6か月となります。以上です。
議 長	その他、ご意見ご質問等ございませんか。11番、鈴木茂委員。
11番	はい、11番鈴木です。3月17日に別の案件で特別委員会を開催していたところ、立花委員から辞任届が提出されたことを事務局から聞きました。ご本人の意思ですので。辞任されることはやむを得ないのかなと思います。また、補充についてですが、特別委員会の委員とも話をしていたのですが、事務局から説明があったように、委員会の事務に支障が出るかとのことについては、残りの委員13名全員でカバーできると思いますので、補充は行わなくてよいのではないかと思います。以上です。
議 長	その他、ご意見ご質問等ございませんか。12番、坂本正行委員。

1 2 番	はい、1 2 番坂本です。私も補充は行わなくてよいと思います。月 2 回ある現地確認調査も全委員の輪番制で行っていますし、立花委員が担当している地区は私の隣接ですので、カバーできると思います。以上です。
議 長	その他、ご意見ご質問等ございませんか。3 番、松沢吉通委員。
3 番	はい、3 番松沢です。私も隣接ですので、カバーできると思います。以上です。
議 長	その他、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。立花紀貴委員の辞任については同意することとし、委員の補充については行わないことに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、辞任については同意することとし、委員の補充については行わないことに決定いたします。 なお、後日、先程の審議内容を付して市長へ答申いたします。審議が終了しましたので、立花委員は入室してください。 (立花紀貴委員 入室)
議 長	本日の日程は全て終了いたしました。 以上をもちまして令和 8 年第 3 回神栖市農業委員会総会を閉会いたします。 (閉会：午後 4 時 2 5 分)

神栖市農業委員会会議規則第 10 条第 3 項の規定により署名する。

議事録署名人

議事録署名人